

令和2年第1回定例会 文書質問
西の原 えみ子 議員

回 答 書

I. 高齢者補聴器購入費用助成について	
質問の要旨 ①	1、厚生労働省が2015年「新オレンジプラン」(認知症施策推進総合戦略)で、全人口の約27%が高齢者、その4分の1が難聴者というデータを掲げ、認知症の危険因子(喫煙・飲酒・高血圧等)に難聴を加えたと発表している。国の数値に従えば足立区の難聴者は総人口674,111人、高齢者は162,806人、(高齢化率は24.2%)で計算すると40,701人が難聴者と推計されている。障害者手帳を交付された人は2,993人なので、差し引いて少なくとも37,708人の方が難聴者と推計されている。そういう中で、対象者については、新宿区のように所得制限は撤廃すべきである。それが無理であれば、せめて江東、中央区のように所得金額を2,572,000円まで引き上げるようにし、補聴器を必要とする方の多くが対象になるようにするべきかどうか。
回 答 ①	区における他の高齢者施策との整合性や、葛飾区や大田区など他区の補聴器助成事業の実施状況を参考としたうえで、対象者は、住民税非課税世帯の方とする予定です。限られた財源の中で、費用助成を行うためには、真に支援を必要とする所得の低い方を対象としたいと考えております。 (担当所管：福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課)
質問の要旨 ②	2、正確な検査結果を得るために耳鼻咽喉科専門医の意見書が必要だとすれば、その意見書というのは有料なのか。有料であれば、極力負担がかからないよう医師会とも相談して安価にするべきかどうか。また、きこえの相談場所でもあり専門の言語聴覚士もおり、正確な機器もあるあしすとでも意見書が発行できるようにするべきではないか。
回 答 ②	意見書にかかる費用は、各医療機関が定めるものであり、自己負担となりますが、費用助成の金額を決める際、その自己負担も勘案したうえで、算出しております。また、足立区医師会の医師に限らず耳鼻咽喉科専門医による検査であれば正確な結果が得られるため、足立区医師会に費用を安

	価とするよう要請する予定はございません。 なお、言語聴覚士法では、言語聴覚士による診断業務はできないため、あしすとで意見書を発行することはできません。 (担当所管：福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課)
質問の要旨 ③	3、対象者について、聴力レベルが、左右の数値が違う場合はどうなるのか。障害者の場合、どちらかの片耳が数値に達していなければ対象にならないですが、中等度難聴のかたは聞こえづらいということを解消するためにも、片耳でも対象にするべきかどうか。
回 答 ③	対象とする聴力レベル等については、医師である足立区耳鼻咽喉科医会顧問や会長と協議を行い、助言を受けています。その助言も踏まえたうえで、対象者は両耳とも一定レベルの難聴の方とする予定です。 (担当所管：福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課)
質問の要旨 ④	4、区の障がい福祉センターではきこえの問題の啓発講座を年1回行っていますが、言語聴覚士がいるあしすとの強みを生かして補聴器のトレーニングとも合わせて行うべきかどうか。 また補聴器はもって5年とされています。あしすとの定期的な時間をとってメンテナンスを行うとともに、買い替えには補助をするべきかどうか。
回 答 ④	障がい福祉センターでは、聴覚障がいに関する啓発について、年1回の聴覚障がいセミナーのほか耳鼻科医による専門相談を年5回行っております。補聴器トレーニングについては、これまでも「きこえの相談」の中で、補聴器のフィッティングから購入後のフォローまできめ細かく対応しており、今後も適切に補聴器を使用していただけるよう取り組んでまいります。 また、あしすとでは、「きこえの相談」の中で、補聴器のフィッティング等に対応しておりますが、定期的な補聴器のメンテナンスについては、購入した店舗にご相談いただくようご案内しております。 なお、補聴器の買い替えの補助については、他区の状況や財政負担の面から行う考えはありません。 (担当所管：福祉部 障がい福祉推進室 障がい福祉センター 高齢者施策推進室 高齢福祉課)

質問の要旨 ⑤	5、補聴器を使って様々な施設での催しに参加したり、集会などでコミュニケーションをとっていくためにはヒアリンググループは欠かせない。 現在区に常設されているヒアリンググループは区議会だけで、貸し出し用に障がい福祉課に1台あるだけです。これでは補聴器を使用している方々のきこえのバリアフリーにはなりません。せめて、庁舎ホールと高齢者が多く利用する各地域学習センターに設置するべきと思うがどうか。 そして、この機会に補聴器を使う多くの方が必要な時に確実にヒアリンググループが使える様、バリアフリーの観点からも普及を進めていくべきだがどうか。
回 答 ⑤	庁舎ホールと各地域学習センターへのヒアリンググループの設置についてですが、庁舎ホールにつきましては、令和2年度中の常設を予定しております。各地域学習センター・生涯学習センターにつきましても、大規模改修のタイミングでホールへの常設を進めてまいります。また、各地域学習センター・生涯学習センターにおけるヒアリンググループを常設しない部屋への対応として、携帯型ヒアリンググループの購入も検討してまいります。 また、補聴器を使う多くの方がヒアリンググループが使える様、普及を進めることについては、これまで、足立区ホームページ、あだち広報、障がい者のしおり等で携帯型ヒアリンググループの貸し出しを行っている旨の周知を行ってまいりました。今後は、障がい者だけでなく、高齢者関連施設や団体、高齢者等が目にする媒体への周知を拡大することで、一層の普及を進めてまいります。 (担当所管：福祉部 障がい福祉推進室 障がい福祉課)

Ⅱ. 旧本木東小学校の跡地について	
質問の要旨 ①	1、今年1月に行われた台風19号対応にかかる意見交換会で危機管理部長が「皆様のご要望の本木東小跡地の件は、8月までに防災避難所として整えます。」と話があったとのこと。しかし足立区の広報などにもこの件に関しては一切載っておらず、問い合わせをしても正式な回答はない。 意見交換会で話されたことは決定事項なのか。そうであるなら、区議会にもきちんと報告すべきだと思うがどうか。また、電気と水道を通し、救援物資を1階から3階に移しかえるべきだと思うがどうか。 決定事項でなければ誤解を招くような意見交換会での発言は控えるべきだと思うがどうか。
回答 ①	区としましては、昨年11月20日に旧本木東小学校に関する請願が提出され、12月17日に開催された災害・オウム対策調査特別委員会、12月20日本会議にて採択されたことを重く受け止めております。 請願の処理経過及び結果につきましては、本年1月28日付けで区議会議長に対して、「令和2年の水害時にも避難所として活用できるよう進めていく」と報告しております。 昨年12月に実施いたしました足立区避難所運営会議本部長・庶務部長会議（臨時）において、電気系統や床の状況を確認し、避難所として使用可能か検討していくことをご説明しております。 その後、第七地区町会連合会の「令和2年1月町会長会議」において台風19号対応に関する意見交換を行い、関係町会長からの質問を受け、危機管理部長が「今年の夏までに避難所として利用できるよう準備を進める」旨お答えいたしました。 現在、新年度予算で改修工事に着工できるよう、仕様の確認や見積もりなどの準備を進めております。 今後、節目ごとに区議会に対して進捗状況などを報告してまいります。 なお、避難所としていつでも使用できるよう、電気につきましては校舎全体に通電しております。また、水道につきましては、1階の給食室など校舎の一部で利用できる状態となっております。 災害用備蓄物資につきましては、現在屋外に設置している倉庫に備蓄しておりますが、今後、水害時を想定した上層階への移設についても検討してまいります。 （担当所管：危機管理部 災害対策課）

質問の要旨 ②	2、区内すべての避難所となる小・中学校の体育館には7月までにクーラーが設置される。であるならこの旧本木東小学校も避難所という位置づけをした以上、クーラーを設置するべきではないか。予算は組んであるのか、組んでいなければ予算をつけるべきだがどうか。
回 答 ②	旧本木東小学校においては、今後の利活用の一つの考え方として、校舎を解体して新しい施設を建てるということも想定されますので、現在のところクーラーの設置は考えておりません。 熱中症対策につきましては、扇風機やスポットクーラーなどによる対応を検討しております。 (担当所管：資産管理部 資産管理課)
質問の要旨 ③	3、地元の住民は要望を届け、請願も採択されたにもかかわらず、その後どうなっているのか全く情報が入りません。これでは区民の安心・安全、命を守るという切実な要望を区が真摯に受け止めて進めていくという姿勢が見えてこない。住民の方々は本木東小が廃校になって7年間もの間放置されたことにより、住民の安全のための有効な手立てが放置されたと感じ、そのことがまた繰り返されるのではないかという不安でいっぱいである。 地球規模での気候変動によって、区内でも荒川の氾濫の危険、河川の決壊だけでなく内水氾濫と想定外の危険が刻々と増している。 区も住民の不安に寄り添い、情報も発信しながら、一刻も早く旧本木東小の跡地を住民の願いがかなうようにすべきだと思うがどうか。
回 答 ③	避難所としての改修状況に応じて、避難所運営会議と連携しながら情報共有を行い、避難所開設に向けて取り組んでまいります。 また、避難所以外の跡地の具体的な利活用方針は未だ定まっておりませんが、利活用を検討する際には、地元のご意見・ご要望を前提に、公募や事業者選定を行ってまいります。 (担当所管：資産管理部 資産管理課)